



成田市消防本部からのお知らせ

令和6年の火災発生状況について

令和6年1月1日から11月11日までに45件の火災が発生しています。

	建物	林野	車両	航空機	その他	計
令和6年	24	4	5	1	11	44
令和5年	24	3	3	0	31	58

※令和5年の発生件数は1月1日から12月31日までのもの。

年末の大掃除で火災予防に努めましょう

1. 住宅用火災警報器を設置する
2. 住宅用火災警報器を点検する
3. 10年程度経過した住宅用火災警報器は交換する
4. コンセント周りや電化製品本体を清掃する
5. 古くなった延長コードなどは交換する

11月9日～ 各消防署・分署・消防本部予防課にて

『住宅用火災警報器相談窓口』を始めました。



住宅用火災警報器について

わからないことなどがあれば

気軽にご相談ください。



裏面に続きが掲載してあります。



成田市消防本部からのお知らせ

住宅用火災警報器の設置は 義務です！

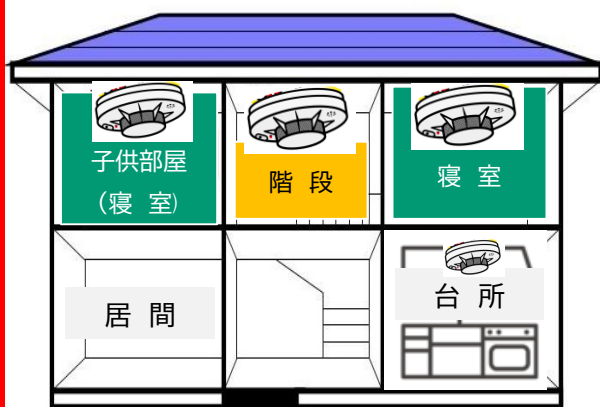
☆住宅用火災警報器の設置率は**全国平均で約84%**に対し**成田市では約71%**となっています。未だ約3割の住宅で未設置です。**未設置は火災予防条例違反です！！**



○住宅用火災警報器を設置していたから…

- ・火災が発生、就寝していたが避難できた。
- ・留守中に隣人が気がつき通報してもらえた。

設置していることで大事に至らなかったケースが多くあります！



○設置場所について

- ・**寝室**や**階段**に設置義務があります。(煙式)

台所への設置義務はありませんが、出火率が高いため取付けをお勧めします。

○交換時期について

- ・使用期間は一般的に**7年から10年**。警報音が鳴ったり、使用期間を経過したら適切に交換を！



お問い合わせ先

お近くの消防署または成田市消防本部予防課まで

TEL: 0476-20-1591 (午前8時30分～午後5時15分)

※土日・祝日・年末年始を除く、月曜日～金曜日